

# 震災に便乗した悪質なリフォーム勧誘にご注意

2011年6月21日号

今までは、強引な訪問販売によるリフォーム被害は多数ありましたが、最近では震災後の不安に付け込み「屋根瓦がずれている。すぐに修理しないと大変なことになる」、家の図面を見て「強い地震がくるとこのままでは家が倒壊してしまう」などと補修を迫るケースが報告されています。

耐震診断は、外観と平面図などで行う予備診断、次に構造計算を行う本診断へと診断の精度を高めていき、設計・見積もりをして補強工事へと進みます。「早く直さないと危ない」などと契約を急がせる業者は要注意です。

まずは耐震改修が本当に必要なのかどうかを見極める必要があります。市では昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅について、自己負担3,000円で、耐震診断を希望される人に耐震診断士を派遣する制度を設けています。詳細は都市計画課 [☎(56)-4066]へお問い合わせください。

もし耐震改修をする場合は、複数の業者から見積もりを取るなど、工法や価格を比較してから契約しましょう。